

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日)  
に当たるときは、  
その翌日

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等(市町村振興課)

第二十七期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領(労政能力開発課)

土地改良法による換地計画の決定(二件)(農村整備課)

土地改良法による換地処分(一)(一)(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(三件)(一)(一)(農村整備課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求め

るための発起人の届出(水産課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大  
米町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があったので、同

条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八  
十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事  
業に係る大倉地区第一工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する  
字の名称

同上の区域(平成九年十一月七日現在の地番による。)

大字西穂波字平  
成新田

大字西穂波字前新田の一の一部、一の一部、一の一部、一の一部、一の一部、  
二の一から二の三まで、三の一から三の六まで、四の一から四の五  
まで、五の一、五の二、六、七の一  
大字西穂波字家ノ前一五の一の一部、一五の二、一六の一、一六の  
二、一七、一八の一、一八の二、一九の一  
大字西穂波字巖東二六の一の一部、二六の二の一部  
大字西穂波字上屋敷一三〇の一と二をなす国有地の一部  
大字西穂波字中屋敷一三一の一、一三四の二、一三四の四、一三四  
の五、一三五の三、一三六の三、一三七の三、一四〇の一、一四三  
の三、一四五の三、一四九の四、一四九の六と二をなす国有地の  
一部

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(平成九年十一月七日現在の地番による。)

大字西穂波字前  
新田

大字西穂波字前新田のうち一の一の一部、一の一部、一の一部、一の一部、  
一の一部、二の一から二の三まで、三の一から三の六まで、四の一か  
ら四の五まで、五の一、五の二、六、七の一以外の区域

|           |  |
|-----------|--|
| 大字西穂波字家ノ前 | 大字西穂波字家ノ前のうち一五の一の一部、一五の二、一六の一、一六の二、一七、一八の一、一八の二、一九の一以外の区域<br>大字西穂波字驟東二六の一の一部、二六の二の一部                 |
| 大字西穂波字驟東  | 大字西穂波字驟東のうち二六の一の一部、二六の二の一部以外の区域<br>大字西穂波字上屋敷一〇七の三、一〇七の四、一〇九の七、一〇九の八、一二二の三、一二五の二と一体をなす国有地の一部          |
| 大字西穂波字上屋敷 | 大字西穂波字上屋敷のうち一〇七の三、一〇七の四、一〇九の七、一〇九の八、一二二の三、一二五の二、一三〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域                               |
| 大字西穂波字中屋敷 | 大字西穂波字中屋敷のうち一三二の一、一三四の二、一三四の四、一三四の五、一三五の三、一三六の三、一三七の三、一四〇の一、一四三の三、一四五の三、一四九の四、一四九の六と一体をなす国有地の一部以外の区域 |

鳥取県告示第四十八号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十七期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三十七期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領

- 一 推薦する者の資格
  - 1 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。
  - 2 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。
- 二 推薦される者の資格
 

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第十九条の十二第四項において準用する同法第十九条の四第一項各号に掲げる者でないこと。
- 三 推薦手続
  - 1 労働組合又は使用者団体は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。
  - 2 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。
- 四 推薦することができる候補者の数
 

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付けること。
- 五 推薦期間
 

平成十一年二月九日から同月二十五日まで

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次 様

事務所所在地  
(電話番号)

労働組合又は  
使用者団体名

代表者氏名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者(使用者)委員候補者として 次の者を推薦します。

| 氏 名 | 生年月日 | 現 住 所 | 労働者の所属組合の名称及びその地位又は使用者の所属会社及び事業場の名称並びにその地位 | 労働者の所属職場の名称及びその地位 | 経 歴 |
|-----|------|-------|--|-------------------|-----|
|     |      |       |  |                   |     |
|     |      |       |  |                   |     |
|     |      |       |  |                   |     |

鳥取県告示第四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中山地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成十一年二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
中山町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第七工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第五十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大倉地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第五十二号**

倉吉市が行う土地改良事業に係る国府地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第五十三号**

岸本町が行う土地改良事業に係る林ヶ原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十四号

日吉津村が行う土地改良事業に係る今吉地区(第二工区)の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十五号

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)第四十八条の二において準用する同令第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第一百八条の二第二項又は第三項に規定する同意を求めるために、発起人

にならうとする旨の届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同令第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 届 出 事 項                       | 漁業者調査の縦覧                    |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 発起人にならうとする者の住所及び氏名            | 場 所                         |
| 岩美郡岩美町大字陸上二二八二                | 岩美郡岩美町大字大羽尾三四六一三七           |
| 中嶋 壮史                         | 東漁業協同組合                     |
| 岩美郡岩美町大字小羽尾三〇二                | 岩美郡岩美町大字田後六七                |
| 松葉 健次                         | 田後漁業協同組合                    |
| 岩美郡岩美町大字田後四二七                 | 岩美郡岩美町大字大谷二二八二              |
| 西山多美雄                         | 岩美郡岩美町大字大谷二二八二              |
| 岩美郡岩美町大字田後三〇九                 | 岩美郡岩美町大字大谷二二八二              |
| 湯口 幸雄                         | 岩美郡岩美町大字大谷二二八二              |
| 岩美郡岩美町大字田後四九六                 | 岩美郡岩美町大字大谷二二八二              |
| 山根 猛                          | 岩美郡岩美町大字大谷二二八二              |
| 岩美郡岩美町大字網代二八一―一七              | 岩美郡岩美町大字大谷二二八二              |
| 浜田 栄昌                         | 岩美郡岩美町大字大谷二二八二              |
| 岩美郡岩美町大字大谷二二八二―五二四            | 岩美郡岩美町大字大谷二二八二              |
| 浜田 達実                         | 岩美郡岩美町大字大谷二二八二              |
| 岩美郡岩美町大字網代三八九―一一              | 岩美郡岩美町大字大谷二二八二              |
| 母木 俊雄                         | 岩美郡岩美町大字大谷二二八二              |
| 東伯郡赤碕町大字赤碕二二三四                | 東伯郡赤碕町大字赤碕一七三五              |
| 林原 勤                          | 東伯郡赤碕町大字赤碕一七三五              |
| 東伯郡赤碕町大字赤碕一九六八―二              | 東伯郡赤碕町大字赤碕一七三五              |
| 田中 弘美                         | 東伯郡赤碕町大字赤碕一七三五              |
| 加入区                           | 協同組合                        |
| 加入区                           | 協同組合                        |
| 加入区                           | 協同組合                        |
| 漁業の区分                         | 協同組合                        |
| 漁業災害補償法<br>第一百四条第二号<br>に掲げる漁業 | 協同組合                        |
| 期 間                           | 協同組合                        |
|                               | 平成十一年二月二日<br>日から同月十六日<br>まで |

|  |   |   |
|--|---|---|
| 鳥取市賀露町北三丁目二一<br>有限会社協幸水産<br>代表取締役 兜金 俊男<br>鳥取市賀露町北三丁目二六一四<br>船本 幸作<br>鳥取市賀露町北四丁目六一二八<br>岸 重成 | 岩美郡岩美町大字田後三六一<br>尾田 菊治<br>岩美郡岩美町大字田後二〇一五<br>木山 裕治 | 境港市湊町一一〇<br>有限会社石倉水産<br>代表取締役 石倉 忠治<br>境港市東本町一八一<br>日吉水産有限会社<br>代表取締役 岩田 慎介 |
| 鳥取中央賀<br>露加入区  | 田後加入区   | 境港加入区   |
| 沖合底びき網漁<br>業   | 中型いか釣漁業<br>及び小型いか釣<br>漁業                          | 小型いか釣漁業   |
| 鳥取市賀露<br>町北四丁目<br>三五五<br>鳥取中央漁<br>業協同組合  | 岩美郡岩美<br>町大字田後<br>六七<br>田後漁業協<br>同組合              | 境港市昭和<br>町無番地<br>境港沖合い<br>か釣漁業協<br>同組合                                      |

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】